慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国連海洋法条約体制下の共同開発の再評価
Sub Title	Joint development under the United Nations convention on the law of the sea : a reevaluation
Author	三好, 正弘(Miyoshi, Masahiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.2 (2002. 2) ,p.87- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	栗林忠男教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020228-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国連海洋法条約体制下の共同開発の再評価

三　好　正　弘

はじめに
国連海洋法条約第八三条三項制定の経緯
「暫定的な取極」の意味するもの
日韓大陸棚共同開発協定
国連海洋法条約の規定の下での共同開発の可能性
おわりに

はじめに

世界の海洋で境界画定が理論上必要な箇所はまだ二七〇ほど残っているといわれ、(1) 机上の演習としては題材に事欠かない。しかし、実際にそれだけの数の境界紛争が現実化している訳ではなく、資源の開発や管理のために必要が生じない限り、関係諸国は問題を放置するのが常である。その必要に迫られ又はそれに備えて、諸国家は、

あるいは協定によりあるいは第三者機関の判断により、境界画定に達している。その一方で、境界の明確な画定に代えて、係争海域を共同で開発・管理するという方法を選択した例もある。最初の大陸棚境界画定事件である一九六九年の「北海大陸棚事件」判決の示唆により、共同開発協定を結んだのが一九七四年の日韓大陸棚共同開発協定であり、それが結ばれてから四半世紀になる。日韓協定は五〇年間の有効期限であるから、今日までにその半分の期間が経過したことになるが、この間に実質的な開発成果は上がっていない。

それではこの協定は無意味であったかといえば、必ずしもそうとはいえない。日韓協定の締結当時の状況では、境界画定交渉のデッドロックをなんとか打開する策として、関係海域の共同開発を工夫したのであった。[2] その後世界のかなり多数の海域で共同開発協定が結ばれ、[3] それらのモデルとして日韓協定は参考にされてきた。とくに一九八九年のオーストラリア・インドネシア海底共同開発条約ができるまでの一五年間は、日韓協定は最も詳しい規定を持つ開発協定としてモデルの役割を果たした。[4]

何よりも大きな役割は、境界画定ができない場合に、当事国が妥協により画定問題を一定期間棚上げして、可能ならば係争海域の資源の共同開発を試みることを約束するという先例を作り出したことである。このアイデアは過去に例があるし、[5] 直接的には一九六九年の北海大陸棚事件判決で共同開発の方法が示唆されたことに影響されたのであろうが、[6] 日韓協定がそれを現実のものにしたところに意義があるといえよう。

国連海洋法条約第八三条三項制定の経緯

国連海洋法条約の境界画定規定の中に、関係国は「（境界画定の）合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極」を結ぶためあらゆる努力を払うべきことが規定されている。[7] この

規定が条約案に織り込まれた経緯を辿ってみると、果たしてそこに日韓協定の存在が及ぼした影響が見えてくるであろうか。

国連海洋法条約交渉の中で、境界画定規準の設定は最も困難な作業の一つであったといわれる。[8] 北海大陸棚事件以来、それまでの国際判例において、[9] 境界画定規準として衡平原則がかなり強調されていたが、一方、境界画定に関する多くの国際協定では中間線・等距離原則が採用されていた。[10] そこで、この二つの立場が国連海洋法会議の場で先鋭的に対立し、折り合いがつかなかった。会議における交渉の最後の段階で、「国際司法裁判所規程第三八条に規定する国際法」という、あまり明確でない規準が妥協案として出され、これが採択されて現行の規定になった。それは確かに不明確な表現であるが、不明確な表現でないと妥協は成立しなかったと思われる。

それと同時に、「暫定的な取極」が規定され、境界画定の合意までの過渡的期間の「実際的な性質を有する」措置とされた。そこには「共同開発」という表現は見られないが、それが共同開発を排除するものとは考えにくい。「暫定的な取極」が「最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない」とする文言は、例えば日韓大陸棚共同開発協定第二八条の「本協定のいかなる規定も……大陸棚の境界画定に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。」という規定に相当するものであり、この面からも、国連海洋法条約のいう「暫定的な取極」は共同開発の協定を含むものと理解して差し支えないであろう。

境界画定に関する規定は、当初から、排他的経済水域と大陸棚の両制度について大体同じ文言が用いられ、同じ原則に基づいて規定しようとの考えであったと思われる。[11] そのうち、後の「暫定的な取極」に導くかと思われる部分を跡付けてみると、一九七五年の『非公式単一交渉草案』第七〇条三項において、「合意に達するまでの間、いかなる国家もその排他的経済水域を中間線又は等距離線を越えて拡張する権利を持たない。」と規定していた。[12] この抑止的規定が、一九七六年の『改訂単一交渉草案』第七一条三項になると、「合意又は解決に達する

までの間、関係国は、1の規定を考慮に入れて、暫定的な取極を行うものとする。」と改められた。[13] その後一九七七年の『非公式統合交渉草案』及び一九七九年の『非公式統合交渉草案・改訂一』において、何も変更は加えられずに推移した。[14] もっとも、この間、境界画定規定関係の作業を担当した第二委員会の「交渉グループ七」は、境界画定規準、暫定措置（interim measures）及び境界画定紛争の処理方法の三項目はパッケージ扱いとするとの理解の下にずっと作業を継続し、各国の間に「暫定的な取極」を義務化することにコンセンサスはないものの、これを奨励することに反対はなかったようである。[15]

規定案にかなりの変更が加えられたのは一九八〇年四月の『非公式統合交渉草案・改訂二』においてであった。その第八三条三項はこう規定した：

「関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。」[16]

この後、一九八〇年八月の『海洋法条約草案（非公式草案）』及び一九八一年の『海洋法条約草案』において変更は加えられず、[17] 一九八二年に採択された国連海洋法条約第八三条三項にそのままの表現が残っている。[18] こうしてみると、会議の公式記録から見る限り、「暫定的な取極」に関する規定案の動きには、一九八〇年三月～四月のニューヨークにおける第九会期に一つの転機があったといえようか。

いずれにしても、公式記録はもちろんのこと、非公式文書の集録を見ても、そこには日韓大陸棚共同開発協定への明示的な言及はなく、これが直接参考にされたという証拠は見当たらない。第三次国連海洋法会議は、第一次、第二次の会議とは異なり、非公式の交渉や個人的レベルの協議までが会議の動向を左右するという運営形式がとられた。その結果、記録の取り方も統一的ではなく、このような非公式の交渉の記録はどこまで条文解釈の

ための準備作業（travaux préparatoires）として有効か疑問であるともされている。このような性質の記録ではあるが、そこに日韓協定への言及はない。ただ、想像の域を出ないとはいえ、非公式の交渉や協議の場で、「暫定的な取極」の先例ともいうべき日韓協定が意識されなかったとする方がむしろ不自然ではないだろうか。

「暫定的な取極」の意味するもの

かくして国連海洋法条約ができ、一九九四年一一月一六日に発効し、二〇〇一年二月一日現在一三四カ国[19]、世界の国々の約七割を拘束する状況にある。排他的経済水域の境界画定についてその第七四条が、大陸棚のそれについて第八三条が規定し、各第三項が特定的に「暫定的な取極」について規定している。以下において、とくに断らない限り、便宜上大陸棚について議論を進める。従来の共同開発協定は大陸棚に関するものだからである。

すでに見たように、最初の『非公式単一交渉草案』では、合意ができるまでは、中間線又は等距離線を越えて自国の排他的経済水域の限界を延ばしてはならないとされていた。それが『改訂単一交渉草案』では、関係国は、境界画定の主規定を考慮に入れて、「暫定的な取極」をすべきものとされた。論理的には、この段階ですでに共同開発のような措置が想定されていたのかもしれない。ただ、そのような暫定的な取極の性質については何も明示されなかった。それがより詳しく示されたのは、一九八〇年四月の第九会期の『非公式統合交渉草案・改訂二』であった。従って、論理上の転機は、むしろ『改訂単一交渉草案』においてすでに現れていたといってよいのかもしれない。

しかし、このような転機の時点の特定は、あまり重要でないともいえる。より重要なのは、境界画定の主規定との関係で、論理的にそれに対する代替選択肢として「暫定的な取極」をどう位置づけるかであろう。境界画定

の規定は、前述のように、国連海洋法会議の全問題の中でも格別に困難な問題の一つであった。大陸棚や排他的経済水域の境界は、完全な主権の及ぶ陸地同士の境界ほど深刻ではないにせよ、そこに賦存する天然資源に対する「主権的権利」の及ぶ海域範囲の境界であるから、沿岸国としては国益が懸かる問題として神経質にならざるをえない。それだけに、合意はきわめて困難であることを各国は承知している。その認識が、第一項の主規定を補うものとして第三項を追加させたのではないか。そもそも北海大陸棚事件判決が共同開発を補助的に示唆したのはその意味だったのではないか。日韓協定について言えば、いろいろ問題を含みながらも、それが何とか成立したのはこの認識に基づいてのことではなかったか。

「暫定的な取極」は文字通り暫定的であり、最終的な境界画定に影響を及ぼすべきものではない。国連海洋法条約よりも前に結ばれた共同開発協定もその後のものも、このことは等しく踏まえている。例えば、一九七九年二月のタイ・マレーシア大陸棚共同開発了解覚書は、有効期限を五〇年としながらこの間に境界画定交渉を継続することを謳い、更に同年一〇月の大陸棚境界画定了解覚書も境界画定交渉の継続を謳っている。[20] 日韓協定の場合はこれと異なり、その暫定性を規定しながらも画定交渉の継続は謳っていない。[21] このほか、共同開発協定の有効期限を明示しないものが若干ある。[22]

いずれにせよ、協定が暫定的であることに変わりはなく、関係国がそれを最終的な解決としない限り、たとい有効期限が規定された五〇年や四〇年を越えて延長するようなことがあっても、基本的な暫定性は残存することになる。ただ、このような期限延長の場合は、その間の関係国の実行がある程度固まることになる可能性があり、その間に関係国間の境界を巡る緊張関係が変化し、例えば暫定的とされた共同開発・管理の状態が恒常化する可能性もあるのではないか。仮にこのような状況が生じたとしても、それは関係国の主権的判断の結果であり、それもまた一つの解決策というべきであろう。

国連海洋法条約の成立以後、数例の共同開発協定が結ばれている。それ以前の例と同様で、日韓協定の場合のように境界が未画定でそれに代わる共同開発を規定する協定と、境界画定をした上で共同開発を規定する協定の例とがある。[23] これらが国連海洋法条約を根拠にして結ばれたのか、それとは関係なく結ばれたのか、は明らかではないが、このことは格別重要なことではない。確かに数例の共同開発協定が近年に結ばれたという事実、が重要である。それらの例は、間違いなく過去の先例を教訓にしたと思われる。その中に日韓協定が含まれることはまず疑いない。そこで、日韓協定の例を簡単に振り返っておきたい。

日韓大陸棚共同開発協定

日韓大陸棚境界画定交渉は、北部の日本海及び対馬西海峡については中間線を原則とする合意が成立したが、[24] 南部の東シナ海については双方の主張が対立し、主張の重なり合う海域を共同開発区域とする妥協に達した。[25]

南部協定の交渉では、日本が北部協定の場合と同じく中間線を主張したのに対し、韓国は大陸棚が陸地の「自然の延長」であるとする北海大陸棚事件判決の論理を採り入れ、これに基づく立場を主張して譲らず、結局、双方の主張の重なり合う区域を共同開発区域とする妥協に落ち着いた。協定内容が当事国のいずれにも満足すべきものか否かはさて措き、これにより、境界画定をめぐる終わりのない争いを続ける代わりに、協力して資源開発に当たるという選択肢のあることを世界に向かって示したことになる。

この協定の成立は、その当時進行中であった第三次国連海洋法会議の、境界画定規定の草案作りの作業に一つの教訓を与えたといえるのではないか。北海大陸棚事件判決に共同開発の選択肢の示唆はあったが、それを現実化したのは日韓協定であるから、国連海洋法会議に対して説得力のある先例を提供したといえよう。[26]

それでは、日韓協定は法律文書として優れたモデルといえるであろうか？　なるほど、この協定は多様な事項について詳細に規定していて、その後の若干の協定よりも良くできている。従って、それだけ他の諸国によって深く研究されている。その結果、敢えて日韓の例に倣わないとする協定があるのである。

例えば、日韓協定を凌ぐ詳細な規定を持つ、オーストラリア・インドネシア海底共同開発条約では、共同開発区域における適用法について、日韓の例を検討した上で、全く異なる制度を導入している。日韓協定では、小区域ごとに操業権者が異なり、その操業権者の認可国の法が適用されることになっており[27]、しかも、同一の小区域において、探査段階と採掘段階で操業権者が交代することになっていて、適用法がこれに応じて交代することになる[28]。このような複雑な方法は、オーストラリア・インドネシア間では到底運用できないというのである[29]。

また、日韓協定はコンセッション協定という、どちらかというと古いタイプの協定であるのに対し、生産分与方式を採る協定では、コストと利益の配分が異なった仕方で規定される。従って、例えば一九七九年のタイ・マレーシア海底共同開発了解覚書では、タイが従来コンセッション・タイプの協定を採っていたのに対し、マレーシアが新たに生産分与タイプの協定を採ろうとして方式上の対立があり、その調節に若干の手間がかかることになった[30]。

国連海洋法条約の規定の下での共同開発の可能性

国連海洋法条約の下で、海洋の境界画定ができるまでの間、関係国は「暫定的な取極」を結ぶためのあらゆる努力をすべきことが規定された。その中には共同開発が含まれると思われる。ただ、この規定によって共同開発が制度的に容易になったといえるかどうか。従来の共同開発協定は、時間的にはこの規定の成立後のものもある

が、どちらかといえば先例を参考にして、関係国の意思によって結ばれたというのが現実であろう。

この点はともかく、我国が関わる北東アジア及び東南アジアの境界未画定の海域について、国連海洋法条約体制の下での展望を試みることは意味があろう。北東アジアでは、国連海洋法条約の当事国になっている日中韓の三国間で、最近日本を中心として漁業に関して一定の協定が成立した。

まず、日韓についていえば、漁業に関わる境界線は「漁業暫定線」として一応合意された。同時に日本海と東シナ海に「北部暫定水域」と「南部暫定水域」なる共同漁業管理区域も設定された[31]。日本海の大和堆周辺に「暫定水域」なる共同管理区域を設定して明確な境界画定を避けたが、同じように東シナ海にも共同管理区域を設けた。排他的経済水域の境界線は「漁業暫定線」として、これらの区域を除いて、大陸棚境界線と一致させられた[32]。このうち、北部の区域は日韓だけに関わる区域であるが、南部区域はその南方に近接して新日中漁業協定に規定する「暫定措置水域」があるので、運用上微妙な問題が発生しないよう注意を要する。その南部暫定水域は大陸棚共同開発区域の一部と重なり、従って、上部水域と海底について法的には二重構造になっている。

いずれにせよ、新日韓漁業協定においても、東シナ海では境界画定を避けたので、論理的には大陸棚共同開発協定の場合と同じ「暫定性[33]」が残っている。協定の有効期限は、大陸棚共同開発協定が五〇年、新漁業協定は三年で、いずれも以後廃棄の意思を一方の当事国から他方に通告しない限り継続することとされている[34]。従って、何らかの措置を新たに講じない限り、この海域における大陸棚共同開発区域と漁業暫定水域という法的二重構造は向こう四半世紀継続することが予測される。

この間において、共同開発区域内であって、南部暫定水域の東側外にある海域においては、理論的には、漁業に関して日本の管轄権が働き、海底の探査・開発については操業権者の認可国の法が適用されるという状況が続くことになる[35]。暫定水域内では、海底活動に関しては操業権者の認可国の法が適用されることはいうまでもない。

日中間の問題は、平成九年一一月一一日署名の新日中漁業協定によって漁業の管理に関しては一応の解決をみた。しかし、漁業境界線については日韓間のような合意が成立せず、一つの妥協として「暫定措置水域」が設けられた。一つの共同管理区域の設定である。その南側に係争中の尖閣諸島があり、これを含む海域では漁業管轄権の調整がまったく行われていない。日韓間では係争中の竹島を北部暫定水域の中に取り込む措置を講じたが、日中間では尖閣諸島についてこの種の扱いをしていない。海底の境界線については従来どおり何の進展もなく、要するに、日中間では海洋の境界画定は、上部水域についても海底についても、将来の課題として残されている。

南シナ海では、我国が直接に領域又は漁業管轄権の面で関わることはないが、関係沿岸諸国の間でかなり深刻な紛争が表面化している。主たる紛争箇所は西沙群島と南沙群島である。[36] 前者については中国とヴェトナムが領有権を争い、後者については中国、台湾、ヴェトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイの六カ国・地域が全体又は一部に領有権を主張しており、従ってその周辺海域の主張範囲が複雑に重なり合っているが、[37] 境界画定はまったく目処がついていない。

こうした状況の下で、中国は南沙群島海域の共同開発をごく一般的な言葉で繰り返し提案したことがあり、共同開発のアイデアにはアセアンの係争諸国も受入の用意のあることを示している。[38] しかし、アセアン諸国は、巨大な中国と差しで交渉することを避けようとの意図からか、多国間交渉方式を主張し、中国の主張する二国間交渉方式と対立している。[39] 具体的な多国間交渉はまだ実現していない。

確かにこれまでの共同開発協定はすべて二カ国間協定であり、境界画定協定もほとんどが二カ国間のものである。これは国家間の関係が、その紛争も含めて、伝統的に二カ国間で処理されてきたことに窺えるように、国家はなるべく第三者にその微妙な事情を知られたくないというのが基本的な理由であろう。この感覚が近い将来において消滅するとは考えにくいが、[40] 他方で、関係三カ国の協定によって海洋の境界画定がなされた例のあること

は注目に値しよう。そこに見られる論理の正当性[11]をしかと弁えることができるならば、主権意識の強い国家といえども、妥協の余地を見出すことができるのではないか。

おわりに

共同開発協定の最初の例である日韓大陸棚共同開発協定は、これまでの四半世紀の間に具体的な成果を生み出していない。協定はかなり詳しい規定を用意し、また、日本側でいえばこれを国内で実施するために、更に詳しい（日韓大陸棚共同開発協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する）「特別措置法」を制定し、開発権者を認可して探査に備えたが、不幸にして成果が上がっていない。その意味では、この協定は成功例とはいえない。

しかし、この協定の後、世界のあちこちで共同開発協定が結ばれてきた事実があり、共同開発は、境界画定の代替策として十分認知されてきたといえるのではないか。海洋の境界画定が論ぜられる会議、セミナー、ワークショップなどにおいて、必ずといってよいほどに共同開発が話題になるのが実際であり[12]、今後も新たな海域で境界問題が浮上した場合には、共同開発が境界画定の代替策として論ぜられることは想像に難くない。

今や国連海洋法条約の境界画定規定の中に、最終的な境界画定のできるまでの間、「暫定的な取極」としての共同開発協定がむしろ奨励されているとも解される規定が置かれた。海底の石油・天然ガス資源を本当に必要とする状況が出てくれば、関係国は境界争いを続けるよりも、開発のコストと利益の配分をよく考えて共同開発を選ぶ方が賢明であるという認識はなくならないと思われる。ただ、これを現実化するには大きな政治的意思決定が必要であるから、容易な選択肢とはいえない。それは容易な選択ではないが、価値ある選択として評価され、

再評価され続けるであろう。

（1）「世界の四二五箇所ほどの潜在的な海洋境界のうち、合意を見ているのは約三五％に過ぎない。」Pratt, Martin & Schofield, Clive, “Cooperation in the Absence of Maritime Boundary Agreements: The Purpose and Value of Joint Development”, in Öztürk, Bayram (ed.), *The Aegean Sea 2000: Proceedings of the International Symposium on the Aegean Sea, 5-7 May 2000, Bodrum-Turkey*, Istanbul: Turkish Marine Research Foundation, 2000, p. 152.

（2）日韓大陸棚境界画定交渉に日本側実務責任者として関わった外務省アジア局長が、一九七七年四月衆議院外務委員会において、南部協定で境界画定でなく共同開発を選ぶことになった経緯を証言した。第八〇回国会衆議院外務委員会議事録第一三号、昭和五二年四月二二日、二三頁。

（3）共同開発協定の実例については、さしあたり次の文献を参照。Miyoshi, Masahiro, *The Joint Development of Offshore Oil and Gas in Relation to Maritime Boundary Delimitation* (*Maritime Briefing* series, Vol. 2, No. 5), Durham, UK: International Boundaries Research Unit, University of Durham, 1999, 53pp.

（4）この事情をよく伝えるものとして次の文献がある。Fox, Hazel, et al., *Joint Development of Offshore Oil and Gas: A Model Agreement for States for Joint Development with Explanatory Commentary*, London: British Institute of International and Comparative Law, 1989, 426pp.

（5）Miyoshi, *supra* note 3, p. 1.

（6）*ICJ Reports 1969*, p. 52, para. 99; p. 53, para. 101(C)(2).

（7）国連海洋法条約第八三条三項（大陸棚について）、同第七四条三項（排他的経済水域について）。

（8）小田滋『注解国連海洋法条約 上巻』、有斐閣、昭和六〇（一九八五）年、一八七、二三五－二四二頁参照。

（9）一九七七年の英仏大陸棚事件仲裁判決（United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 18）及び一九八二年のチュニジア・リビア大陸棚事件国際司法裁判所判決（*ICJ Reports 1982*）。

（10）Legault, L. & Hankey, B., “Method, Oppositeness and Adjacency, and Proportionality”, in Charney,

Jonathan I. & Alexander, Lewis M. (eds.), *International Maritime Boundaries*, Vol. I, Dordrecht/Boston/London: Martinus Nijhoff, 1993, pp. 203-241, esp. the Table of Agreements in Chronological Order, pp. 223-226 for those agreements concluded before the *North Sea Continental Shelf* cases of 1969.

(11) 第三次国連海洋法会議の最初のまとまった文書である『非公式単一交渉草案』を見ても、このことは明らかである。Informal Single Negotiating Text, A/CONF.62/WP.8/Part II, 7 May 1975, Arts. 61 (Exclusive Economic Zone) and 70 (Continental Shelf), pp. 25-26, 28-29. このことを傍証する事実として、会議第二委員会の、境界画定担当交渉グループ (Negotiating Group 7 = NG7) の議論がある。例えば、同グループ議長の報告によれば、暫定的措置 (interim measures) についても排他的経済水域と大陸棚に異なった規則を適用すべしとする考え方は、限られた支持しか得られなかったという。Report of the Chairman of Negotiating Group 7 on the Informal Intersessional Consultations Held in Geneva, 5-7 February 1979, in Platzöder, Renate (comp.-ed.), *Third United Nations Conference on the Law of the Sea: Documents*, Vol. X, Dobbs Ferry, N. Y.: Oceana Publications, 1986, p. 58.

(12) Informal Single Negotiating Text, A/CONF.62/WP.8/Part II, 7 May 1975, p. 28, Art. 70, para. 3: "Pending agreement, no State is entitled to extend its exclusive economic zone beyond the median line or the equidistance line." このフォーミュラは、後の日本を含む二〇カ国ないし二二カ国の非公式提案に、多少の表現の違いはあるにせよ、しばらく残っていた。NG7/2, 20 April 1978, para. 3, in Platzöder, *supra* note 11, Vol. IX, p. 393; NG7/2/Rev.1, 25 March 1980, para. 3, *ibid.*; NG7/2/Rev.2, 28 March 1980, *ibid.*, p. 394.

(13) Revised Single Negotiating Text, A/CONF.62/WP.8/Rev.1/Part II, 6 May 1976, p. 38, Art. 71, para. 3: "Pending agreement or settlement, the States concerned shall make provisional arrangements, taking into account the provisions of paragraph 1."

(14) Informal Composite Negotiating Text, A/CONF.62/WP.10, 10 July 1977, p. 55, Art. 83, para. 3; Informal Composite Negotiating Text/Revision 1, A/CONF.62/WP10./Rev.1, 28 April 1979, p. 57, Art. 83, para. 3.

(15) NG7/24, 14 September 1978, NG7/23, 12 September 1978, in Platzöder, *supra* note 11, Vol. IX, pp. 429, 428.

交渉グループ七における等距離・中間線派の諸国と衡平原則派の諸国との、境界画定までの間の一方的開発抑止の考え方と積極的利用の考え方との相違及び交渉経過について、次の文献を参照。三好、「大陸棚の炭化水素資源の共同開発――東西センターの研究集会の論議を中心として――」、山本草二・杉原高嶺編『小田滋先生還暦記念・海洋法の歴史と展望』、有斐閣、昭和六一年九月、二一一頁、注六三。

(16) Informal Composite Negotiating Text/Revision 2, A/CONF.62/WP.10/Rev. 2, 11 April 1980, p. 59, Art. 83, para. 3: "Pending agreement as provided for in paragraph 1, the States concerned, in a spirit of understanding and co-operation, shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature and, during this transitional period, not to jeopardize or hamper the reaching of the final agreement. Such arrangements shall be without prejudice to the final delimitation." この直前に交渉グループ七に出された三〇カ国提案は、一九七六年の『改訂単一交渉草案』第七一条三項と同文のままであった。NG7/10/Rev.2, 28 March 1980. しかし、これより先にインド、イラク、モロッコの三カ国が提出した案（NG7/32, 5 April 1979）では、『非公式統合交渉草案・改訂二』の表現に近く、これにNG7議長案(NG7/38, 17 April 1979)が加わり、『非公式統合交渉草案』に向かうことになったようである。NG7/39, 20 April 1979, in Platzöder, *supra* note 11, Vol. X, p. 461. なお、議長案NG7/42, 15 August 1979, 及びNG7/43, 17 August 1979も参照。*Ibid*., Vol.IX, p. 466. このような過程を経て、同年八月二二日付議長報告にあるように、若干の諸国の留保付きながら、改訂フォーミュラが交渉グループ七の審議の積極的成果として一般的に評価されるものとなり、従ってパッケージ三項目の一つとして役立つものとなったという結論に達したという。NG7/45, 22 August 1979, Third United Nations Conference on the Law of the Sea, *Official Records*, Vol. XII, 1980, p. 108. 翌年三月の会期では、時間の制約により、議長がこの問題については前年八月の報告書(NG7/45)に言及するだけで終わったという。A/CONF.62/L.47, *ibid*., Vol. XIII, p. 77. NG7/45のフォーミュラは、そのまま条約案に織り込まれ、最終的に条約上の文言となっている。なお、注(15)を参照。

(17) Draft Convention on the Law of the Sea (Informal Text), A/CONF.62/WP.10/Rev. 3, 27 August 1980, p. 34; Draft Convention on the Law of the Sea, A/CONF.62/L.78, 28 August 1981, p. 34.

(18) United Nations Convention on the Law of the Sea, 10 December 1982, UN Publication, Sales No. E.83.V.

5, p. 30, Art. 83, para. 3.

(19) 大沼保昭・藤田久一編『国際条約集二〇〇一』、有斐閣、二〇〇一年三月、二二七頁。

(20) Memorandum of Understanding between the Kingdom of Thailand and Malaysia on the Establishment of a Joint Authority for the Exploitation of the Resources of the Sea-Bed in a Defined Area of the Continental Shelf of the Two Countries in the Gulf of Thailand, 21 February 1979, Art. III, para. (1), Art. VI, paras. (1), (2), in Charney & Alexander, *supra* note 10, pp. 1108, 1110; Memorandum of Understanding between Malaysia and the Kingdom of Thailand on the Delimitation of the Continental Shelf Boundary between the Two Countries in the Gulf of Thailand, 24 October, 1979, Art. III, *ibid.*, p. 1106.

(21) Agreement between Japan and the Republic of Korea Concerning Joint Development of the Southern Part of the Continental Shelf Adjacent to the Two Countries, Art. XXVIII, in Charney & Alexander, *supra note* 10, p. 1085.

(22) 例えば、一九九二年のマレーシア・ヴェトナム了解覚書では、有効期限を外交通牒で明らかにすることとしながら、それがなされたか否かは不明である。Miyoshi, *supra* note 3, p. 21. 一九九三年のコロンビア・ジャマイカ海洋境界画定条約には有効期限の規定がない。Charney & Alexander, *supra* note 10, Vol. II, pp. 2200-2204. 一九九五年のアルゼンチン・英国共同宣言も有効期限を規定していない。Miyoshi, *supra* note 3, p. 29.

(23) See Miyoshi, *supra* note 3.

(24) 北部協定においても双方の完全な合意があった訳ではなく、竹島を巡る主張の対立は棚上げされ、それを除いた海域について概ね中間線を境界線とする協定が成立した。竹島を巡る対立は、最近の漁業協定の改定交渉に際しても解決されず、今日なお両国間の懸案事項として残っている。

(25) 注(2)を参照。

(26) 但し、小田、前掲書（注8）には、条約第八三条三項、第七四条三項の解説において、この種の言及は全くない。

(27) 日韓大陸棚共同開発協定第一九条。

(28) *See* Miyoshi, "Licensing and Related Legal Issues in the Japan-South Korea Joint Development Agree-

ment of 1974: Possible Implications for ASEAN Countries", *Aichi-Daigaku Hokei Ronshu* (Journal of Legal and Political Sciences, Aichi University Faculty of Law), No. 132 (July 1993), p. 11.

(29) 一九八五年二月末から三月初めまで、バンコクにおいて東南アジア海域における共同開発の可能性を探るワークショップ（ハワイ東西センター主催）が開かれた際、オーストラリアの法律家が共同開発区域の適用法に強い関心を示し、日韓協定の例を詳しく研究した結果、これはオーストラリアとインドネシアの間では到底利用できないと述べた。当時すでにオーストラリア・インドネシア間の共同開発協定交渉が進められていたのである。三好、「オーストラリア・インドネシア海底共同開発協定について」、李國卿編『アジア・太平洋地域の国際関係――政治・経済・文化の研究――』、文眞堂、一九九三年、二〇四頁、注27。

(30) 一九九〇年のタイ・マレーシア共同機構設置協定では、両国間の調節の結果、契約方式は生産分与方式に統一されたことが明確に規定されている。Agreement between the Government of Malaysia and the Government of the Kingdom of Thailand on the Constitution and Other Matters Relating to the Establishment of the Malaysia-Thailand Joint Authority, 30 May 1990, Art. 8, para. (1), in Charney & Alexander, *supra* note 10, p. 1115. なお、この調節の必要と交渉に関しては、例えば次の文献を参照。Ariffin, Harun, "The Malaysian Philosophy of Joint Development", in Valencia, Mark J. (ed.), *Geology and Hydrocarbon Potential of the South China Sea and Possibilities of Joint Development*, New York/Oxford/Toronto/Sydney/Paris/Frankfurt: Pergamon Press, 1985, pp. 534-535.

(31) 平成一〇年一一月二八日署名の新日韓漁業協定の交渉とその成果について、交渉担当者の次の文献を参照。杉山晋輔「新日韓漁業協定締結の意義」『ジュリスト』No. 1151（一九九九・三・一）、九八―一〇五頁。

(32) 杉山、前掲論文（注31）、一〇一頁。

(33) 平成一三年三月三〇日、韓国海洋水産開発院主催の日韓海洋法研究会の席上、韓国側参加者の一人から、新日韓漁業協定にいう「暫定水域」は日本側の表現であって、韓国側は「中間的水域（intermediate zone）」と理解している、との指摘があった。これは時間的な要素よりも、妥協的な要素を強調するもののようである。

(34) 日韓大陸棚共同開発協定第三一条二項、新日韓漁業協定第一六条二項。

(35) 日韓大陸棚共同開発協定第一九条を参照。

(36) 少し古いが、次の文献を参照。Chiu, Hungdah & Park, Choon-ho, "Legal Status of the Paracel and Spratly Islands", *Ocean Development and International Law*, Vol. 3 (1975), pp. 1-28.

(37) Cordner, Lee G., "The Spratly Islands Dispute and the Law of the Sea", *Ocean Development and International Law*, Vol. 25 (1994), pp. 61-74.

(38) 一九九〇年からインドネシアが主導した「南シナ海における潜在的紛争の管理」なる年一回の非公式ワークショップが、各種の項目と並んで共同開発を検討課題とした。例えば、一九九一年の共同声明第三項、一九九二年の共同声明第一三項、一九九三年の共同声明第一〇項など。

(39) Djalal, Hasjim, "The Spratly Islands Dispute: The Prospect for Settlement", in Matics, Kathleen I. & McDorman, Ted L. (eds.), *Summary and Selected Papers of the SEAPOL Tri-Regional Conference*, Bangkok: South-East Asian Programme in Ocean Law, Policy and Management (SEAPOL), 1995, pp. 71-72.

(40) 例えば次の例がある。Agreement between the Government of the Republic of Indonesia, the Government of Malyasia and the Government of the Kingdom of Thailand Relating to the Delimitation of the Continental Shelf Boundaries in the Northern Part of the Strait of Malacca, 21 December 1971, Charney & Alexander, *supra* note 10, pp. 1452-1454; Agreement between Sri Lanka, India and Maldives Concerning the Determination of the Trijunction Point between the Three Countries in the Gulf of Manaar, 23, 24 and 31 July 1976, *ibid*., pp. 1407-1408; Agreement between the Government of the Republic of India, the Government of the Republic of Indonesia and the Government of the Kingdom of Thailand Concerning the Determination of the Trijunction Point and the Delimitation of the Related Boundaries of the Three Countries in the Andaman Sea, 22 June 1978, *ibid*., pp. 1386-1388.

(41) この問題を海洋の境界画定と共同開発についてより詳しく論じたものとして、Miyoshi, "International Maritime Boundaries and Joint Development: A Quest for a Multilateral Approach", in Blake, Gerald H., Pratt, Martin A. & Schofield, Clive H. (eds.), *Boundaries and Energy: Problems and Prospects*, London: Kluwer

Law International, 1998, pp. 453-471.

(42) 例えば、一九八〇年、八三年、八五年、八九年と四回に亙って開催されたハワイ東西センター主催の、南シナ海又は東南アジア海域の共同開発の可能性に関するワークショップと一九八九年のロンドンにおける海洋石油・天然ガス共同開発に関する会議はともに共同開発そのものがテーマであったから格別として、一九八七年のトルコ・チェシメにおけるエーゲ海の諸問題に関するシンポジウム、一九九五年の海洋法学会（Law of the Sea Institute）のバリ島における年次大会、同年の南京における日中海洋資源開発管理研究討論会、一九九六年の英国グラム大学における国境とエネルギーに関する会議のほか、最近では二〇〇〇年五月のトルコ・ボドルムにおけるエーゲ海に関するシンポジウム（“The Aegean Sea 2000”）及び同年七月のロンドンにおける国際境界紛争の解決に関する会議（“Resolving International Border Disputes”）で、あるいは共同開発に関する特別セッションが設けられたり、あるいは単独の報告であったりの差はあるものの、共同開発の可能性を探る報告と討論が行われた。二〇〇一年五月中旬に開催されたロンドンの国際境界紛争の分析に関する会議（“Analysing International Border Disputes”）でも共同開発の可能性を探ろうとする報告が予告されていた。